

いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじ（通称 サマージャンボ宝くじ。以下「宝くじ」という。）の交付金等を財源として、自治会、町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体（以下「地域コミュニティ組織」という。）による地域づくりを支援するため、必要となる活動費に対し助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 市町村が別に作成する地域づくりに関する助成事業計画（以下「助成事業計画」という。）に基づき、地域コミュニティ組織が実施する次に掲げる事業に対し、市町村を通じて助成するものとする。

- (1) 自然保護・環境対策
- (2) 子育て支援
- (3) 安心・安全のまちづくり
- (4) 文化振興（伝統芸能以外の文化活動支援）

(助成期間)

第3条 助成期間は、原則として3年度間の継続助成とし、単年度毎に助成を行うものとする。

(助成対象経費及び助成限度額等)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げる経費とする。ただし、別表1中2に掲げる経費は助成対象としない。

- 2 助成対象経費に本助成金以外の助成金、補助金その他の収入が充当される場合は、助成対象経費合計額の積算において、当該充当額を控除するものとする。
- 3 助成割合は、助成対象経費の10分の10以内とし、助成年度毎の助成金の限度額は、別表2に定めるとおりとする。
- 4 助成金の額は、千円以下を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請手続き)

第5条 市町村は、コミュニティ組織に対する助成金の交付を受けようとするときは、協会の求める必要書類を添付し、助成金交付申請書（別記様式第1号）を協会理事長（以下「理事長」という。）へ毎年度、別に定める日までに提出しなければならない（継続して助成金の交付を受けようとする場合を含む。）。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、交付申請を受けた場合は、当該申請書類を審査し、助成金の交付が適当であ

ると認めるときは交付決定を行い、その旨を助成決定通知書（別記様式第2号）により申請のあった市町村へ通知する。

（助成事業計画の変更）

第7条 市町村は、助成金交付申請書を提出した後、助成事業計画の内容に変更があったときは、速やかに協会と協議し、その結果必要がある場合は、助成金変更交付申請書（別記様式第3号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

（助成金の交付請求及び実績報告）

第8条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が行う助成対象事業が完了したときは、四半期毎に実績を取りまとめの上、別に定める日までに事業実績報告書及び助成金交付請求書（別記様式第4号）を理事長へ提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び交付）

第9条 理事長は、前条の書類により事業の完了を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定して、助成金確定通知書（別記様式第5号）により、助成の決定を受けた市町村に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 理事長は、助成金の交付決定を受けた市町村が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）第5条の規定による助成金交付申請書の内容に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合
- （2）第7条の規定による助成金変更交付申請書を提出しなかった場合
- （3）第8条の規定による事業実績報告書及び助成金交付請求書の内容に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合

（助成金の返還）

第11条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（調査）

第12条 理事長は、必要があるときは、市町村に対して説明を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の説明又は調査に対し、市町村は協力しなければならない。

（市町村の責務及び協力）

第13条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が助成対象事業を適正かつ円滑に実施しているかどうかを監督し、コミュニティ組織の経理を明らかにするため、必要な帳簿の整理、経理事務等について指導しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた市町村は、助成対象事業が宝くじ広報普及活動のための事業であるこ

とに鑑み、市町村が行う広報活動等を通じ、宝くじの広報普及活動へ協力するものとする。

(既存の助成制度との併用)

第14条 本助成事業は、市町村が実施している同様の既存制度等との併用についても認めることとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

助 成 対 象 経 費
<p>1 助成対象団体が助成対象事業を実施するのに要する、次に掲げる経費を助成対象経費とする。</p> <p>(1) 謝金、旅費 (コミュニティ組織の構成員や参加者に対するものは対象外)</p> <p>(2) 消耗品費 (3 万円未満のもの)</p> <p>(3) 食糧費 (各種会議用及び接待用茶菓子代、飲食代)</p> <p>(4) 印刷製本費・複写費</p> <p>(5) 委託料 (専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用)</p> <p>(6) 賃借料</p> <p>(7) 通信運搬費 (電話代は、対象事業の経費として区分困難であり対象外)</p> <p>(8) 原材料費</p> <p>(9) その他事業を行う上で理事長が必要と認める経費</p> <p>2 次に掲げる経費については助成対象としない。</p> <p>(1) 事務局人件費</p> <p>(2) コミュニティ組織の運営に係る経常的な経費</p> <p>(3) 前払い費用 (交付決定前の費用)</p> <p>(4) 助成対象事業以外の事業に係る経費との区分を、客観的に証することができない経費</p> <p>(5) その他本助成事業の趣旨に反するもの</p>

別表 2 (第 4 条第 3 項関係)

	助成 1 年度目	助成 2 年度目	助成 3 年度目	合 計
1 市町村当たりの助成限度額	2 0 0 万円	1 0 0 万円 (ただし、助成 1 年度目の助成金の 2 分の 1 以内)	5 0 万円 (ただし、助成 2 年度目の助成金の 2 分の 1 以内)	3 5 0 万円
1 団体当たりの助成限度額	2 0 万円	1 0 万円 (ただし、助成 1 年度目の助成金の 2 分の 1 以内)	5 万円 (ただし、助成 2 年度目の助成金の 2 分の 1 以内)	3 5 万円

現に助成を受けている市町村が、別表 2 に定める 1 市町村当たりの助成限度額に達していない場合であっても、当該助成期間が終了するまでの間、新たな申請はできないものとする。

(別記様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度いきいき地域づくり支援事業助成金交付申請書

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 助成事業計画作成の趣旨、考え方等

2. 助成事業計画(新規・継続【年度目】)
(1) 助成団体の概要

番号	組織の名称 (代表者名)	所在地	結成年月日	地区又は区域 の人口
1	()			
2	()			
3	()			
4	()			
5	()			

6	()			
7	()			
8	()			
9	()			
10	()			

(2) 助成内容

番号	組織の名称	事業内容	対象 区分	助成期 間	助成対象 経費 (円)	助成額 (円)
1				年間中 年目		
2						
3						
4						
5						
6						

7					
8					
9					
10					
合計					

(対象区分) 自然保護・環境対策、子育て支援、安心・安全のまちづくり、文化振興(伝統芸能以外の文化活動支援)

4. 連絡責任者

所 属	部 課 (室)	係
職・氏名		
電 話		
F A X		
E - m a i l		

5. 添付資料

- (1) コミュニティ組織の規約等
- (2) コミュニティ活動の活動状況(事業計画・事業報告)

(別記様式第2号)

群振発第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 印

平成 年度いきいき地域づくり支援事業助成決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記事業について、いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

記

1. 助成金交付決定額 円

2. 交付決定に当たっての特記事項

<留意事項>

1. 事業が完了したときは、四半期毎に実績を取りまとめの上、事業実績報告書及び助成金交付請求書(別記様式第4号)を提出してください。

第1四半期(4月～6月分)	実績報告書提出期限	年	月	日
第2四半期(7月～9月分)	〃	年	月	日
第3四半期(10月～12月分)	〃	年	月	日
第4四半期(1月～2月分)	〃	年	月	日

事業実績報告書及び助成金交付請求書の最終提出期限は、2月末日までとする。

2. 助成金の支払いは、実績報告後になります。

(別記様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度いきいき地域づくり支援事業助成金変更交付申請書

平成 年 月 日付で助成の決定を受けた助成事業計画について下記のとおり変更
したいので、いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱第7条の規定により申請いたしま
す。

記

1. 当初決定内容

市町村名	該当助成団体名	決定額	事業内容
		円	

2. 事業の変更内容

変更事項	変更理由

(別記様式第4号)

平成 第 年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度いきいき地域づくり支援事業実績報告書及び助成金交付請求書
平成 年 月 日付 号で助成の決定を受けた事業が完了しましたので、いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり、報告するとともに、併せて助成金の交付を請求いたします。

記

1. 事業の実施状況等

番号	助成団体名	事業内容	対象区分	事業実施期間	助成対象経費(円)	助成額(円)
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

(対象区分) 自然保護・環境対策、子育て支援、安心・安全のまちづくり、文化振興(伝統芸能以外の文化活動支援)

2. 助成金の振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行		支店
ふりがな			
口座名			
預金種類	普 当 別	通 座 段	口座番号

3. 添付資料

- (1) この助成金の収支に関する歳入歳出予算書のうち、助成対象事業が把握できる部分
- (2) 各助成団体からの実績報告書の写し（様式任意）

(別記様式第5号)

群振発第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 印

平成 年度いきいき地域づくり支援事業助成金確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告及び助成金交付請求のあった標記事業について、いきいき地域づくり支援事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定いたしましたので、通知いたします。

記

1. 助成金の確定額

円

いきいき地域づくり支援事業の事務の流れ

